

飛驒市感震ブレーカー設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大規模地震発生時における住家からの出火及び延焼による被害の減少並びに自助による市民の防災力の向上を目的として、感震ブレーカーを設置する者に対し飛驒市感震ブレーカー設置補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては飛驒市補助金交付規則（平成16年飛驒市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「感震ブレーカー」とは、地震発生時において、一定以上の揺れを感じて自動的に通電を遮断する機具であって、一般社団法人日本配線システム工業会の規格で定める感震機能付住宅用分電盤・感震装置の構造及び機能を有するもの又はこれと同等の機能を有すると認められるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内において自らが所有しきつ居住する既存住宅及び新築住宅に感震ブレーカーを設置する個人であること。
- (2) 市内事業者を通して感震ブレーカーの設置を行う個人であること。
- (3) 本人又は本人と同一世帯に属する者がこの補助金の交付を受けていない者であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用の3分の1に相当する額とし、30,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。
- 3 規則第5条第3項に規定する概算払いは、当該補助金には適用しない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飛驒市感

震ブレーカー設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、原則として補助対象工事着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの購入費及び設置費の内訳が明記された見積書の写し
- (2) 登記簿謄本等住宅の所有者等であることが証明できる書類の写し。ただし、新築住宅に設置する場合は、自己所有であることがわかる書類の写し。
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該補助金申請から補助金交付までの間に、市による必要な調査を受けることを承諾しなければならない。
(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付の可否を決定し、飛驒市感震ブレーカー設置補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

（実績報告及び交付請求）

第7条 申請者は、補助金の交付に係る事業が完了した場合には、速やかに飛驒市感震ブレーカー設置補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定により提出された書類を審査し、適當であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を申請者に対し補助金交付額確定通知書（規則様式第7号）により通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、飛驒市感震ブレーカー設置補助金請求書（様式第4号）を市長に提出し、市長はその請求額を交付するものとする。

（免責）

第8条 補助金の交付を受けて感震ブレーカーを設置した住宅について、地震の発生等による被害が発生した場合においても、市はその責を負わない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。